

半田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十六号

半田市都市公園条例の一部を改正する条例

半田市都市公園条例（昭和五十五年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

半田市都市公園条例 別表（第十一条関係）

区分		単位	使用料
公園施設を設ける場合		一平方メートル一年につき	一、八四〇円
公園施設を管理する場合			四、六八〇円
物品販売その他これに類する行為、又は、競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合		占用面積一平方メートル一日につき	四〇円
物品販売その他これに類する行為をする場合	二五平方メートル未満	一日につき	一、〇〇〇円
	二五平方メートル以上	一平方メートル一日につき	八〇円
業として行う写真展、又は、映画の撮影、競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合		一平方メートル一日につき	七円
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項第一号に掲げる工作物を設ける場合	第一種電柱	半田市道路占用料条例別表の定めるところによる。	
	第二種電柱		
	第三種電柱		
	第一種電話柱		
	第二種電話柱		
	第三種電話柱		
	その他の柱類		
	共架電線その他上空に設ける線類		
	地下電線その他地下に設ける線類		
	変圧塔その他これに類するもの		
	郵便差出箱		
	公衆電話所		

道路法第三十二條第一項第二号に掲げる物件を設ける場合	外径〇・〇七メートル未満のもの
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの
	外径〇・七メートル以上一メートル未満のもの
	外径一メートル以上のもの
道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第七条第一号に掲げる物件を設ける場合	標識
以上に定める場合のほか、井田市道路占用料条例別表に定める占用物件を設ける場合	

備考

一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たな

う部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。

二 占用の期間が一月未満の占用についての使用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち二条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

四 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいう、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち二条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

六 興行等を行う場合で、入場料等を徴収するときは、別表に定める額に入場料等を徴収して得た収入の総額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

七 別表の使用料の額が著しく不適当な場合の使用料は、市長が定める額とする。